

基本理念：みんなでつくるみんなが(誰もが)安心して生活できる共生のまちづくり

	基本目標1:誰しもの生きる権利が守られ、必要な支援や居場所が充実した社会を目指す ※地域生活課題を解決するための連携や整備(法106条の3の3号)が該当	第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画時の関係部署・団体	取組内容(案)	関係部署・団体(案)
1	権利意識に関する知識や理解の普及に努めます。	高齢者サービス課/福祉課	【取組1】 生きる権利を守る支援(DV対策、虐待防止の推進、自殺対策やひきこもり予防支援)を取りまとめ、市民に対し多様な方法で広く周知します。	・高齢者サービス課 ・福祉課 ・こども課 ・学校教育課 ・男女共同参画推進室
2	権利意識支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	高齢者サービス課/福祉課		
3	各分野における虐待防止に関する研修や関係機関との連携強化(通報強化)	こども課/福祉課/高齢者サービス課		・福祉市社会福祉協議会
4	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	こども課/福祉課/高齢者サービス課		
5	市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。	社会福祉協議会		
6	市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。	社会福祉協議会		
1	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。	生活支援課	【取組2】 生活困窮者の自立に向けた支援を取りまとめ、市民に対し多様な方法で広く周知します。	・生活支援課 ・学校教育課 ・福祉市社会福祉協議会
2	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課		
3	市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来庁しやすくなるよう努めます。	生活支援課		
4	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおり、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。	社会福祉協議会		
5	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につぎます。	社会福祉協議会		
1	生きることへの促進要因を多方向から創出し、課題要因を解消するための包括的な支援を行います。(自助対策計画基本施策4)	福祉課/学校教育課	【取組3】 複合的な生活課題を持つ市民に対する支援体制を整備します。	・高齢者サービス課 ・福祉課 ・こども課 ・生活支援課 ・学校教育課
2	相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。	高齢者サービス課/福祉課		・福祉市社会福祉協議会
3	福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。	社会福祉協議会		
4	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。	社会福祉協議会		
1	災害時の避難等に関する必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	危機管理課/福祉課	【取組4】 避難行動要支援者」に寄り添う支援体制を整備します。	・危機管理課 ・福祉課 ・高齢者サービス課
2	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。	危機管理課/福祉課		
基本目標2:誰もが心身共に健康で生きがいを持つことができる社会を目指す ※地域住民自らによる相談対応、必要機関へつなぐ(法第106条の3の2号)が該当				
1	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸与します。	福祉課/高齢者サービス課	【取組1】 災害に対する日頃からの備えや防災意識の醸成を図るとともに、平時から支えあえる仕組みづくり幅広い周知を行います。	・福祉課 ・生活支援課 ・高齢者サービス課 ・危機管理課
2	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。	危機管理課		・福祉市社会福祉協議会
3	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。	社会福祉協議会		
4	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。	社会福祉協議会		
5	災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。	社会福祉協議会		
6	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。	社会福祉協議会		
1	民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	福祉課	【取組2】 民生委員・児童委員の活動を円滑に進められるよう、市民に対し多様な方法で広く周知します。	・福祉課 ・高齢者サービス課
2	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組みます。	福祉課		・福祉市社会福祉協議会
3	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。	福祉課/高齢者サービス課		
4	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。	社会福祉協議会		
5	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。	社会福祉協議会		
6	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。	社会福祉協議会		
1	《虐待防止のため》安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	こども課	【取組3】 各種専門相談窓口の関係者や支援者への知識醸成を図るとともに、市民に対し多様な方法で広く周知します。	・福祉課 ・生活支援課 ・こども課 ・高齢者サービス課 ・学校教育課
2	《生活困窮者に対し》多様な相談に対応できるように、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	生活支援課		
3	自殺対策を支える人材の育成や周知を行い、相談に対応できるように、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	福祉課 学校教育課		・福祉市社会福祉協議会
4	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。	社会福祉協議会		
5	高齢・障がい子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるため、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。	社会福祉協議会		
6	各町づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っています。	社会福祉協議会		
7	既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。	社会福祉協議会		
基本目標3:誰しもの社会参加できる権利を守り、必要な支援や居場所が充実した社会を目指す ※地域活動への参加支援、拠点・環境整備、研修(法第106条の3の1号)が該当				
1	まちづくり活動を行う主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。	地域コミュニティ課	【取組1】 社会への再参加を望む市民が円滑に活動できるよう、支援や協力の申し出るある団体を取りまとめ、再参加を継続的にサポートできる支援体制について協議検討を進めます。	・地域コミュニティ課 ・福祉課 ・こども課
2	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりに参加・参画するための機会を充実させます。	地域コミュニティ課		
3	まちづくり活動を行う主体が必要とする「ひと」の「どこ」の情報をワンストップで提供できるように、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。	地域コミュニティ課		
4	基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援事業所間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。	福祉課		
5	子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とながらを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。	こども課		
6	障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支えあいの仕組みづくりを推進します。	福祉課		
1	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。	高齢者サービス課	【取組2】 市民と地域が継続的につながり続けられるよう、市民と地域が交流・連携できる機会の創出を支援します。	・福祉課 ・地域コミュニティ課 ・高齢者サービス課 ・こども課 ・学校教育課
2	自治会加入促進に向けたPRを行います。	地域コミュニティ課		・福祉市社会福祉協議会
3	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とつながる子どもたちの育成を推進します。	こども課		
4	町づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。	地域コミュニティ課		
5	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	高齢者サービス課		
6	統括地域学校共働活動推進員(統括地域コーディネーター)を核とした各小中学校の連携・共働により、地域学校共働活動の促進を図ります。	学校教育課		
7	福岡のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かし合った連携協働のまちづくりが図れます。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。すでに稼働中	地域コミュニティ課		
1	小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。	社会福祉協議会		
2	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。	社会福祉協議会		
3	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。	社会福祉協議会		
4	自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。	社会福祉協議会		
5	本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の展開に努めます。	社会福祉協議会		
6	見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。	社会福祉協議会		
7	第2期生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組めます。	社会福祉協議会		
8	見守り訪問活動や防災活動の支援を通じ、日頃からの近所付き合い、地域交流の重要性を啓発します。	社会福祉協議会		
9	本会が地域に貸し出ししている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。	社会福祉協議会		
1	コミュニティスクールの機能を生かして地域とともある学校づくり(コミュニティ・スクール)と学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)を一体的に推進し、多世代交流を通じて活性化するコミュニティづくりを目指します。	学校教育課	【取組3】 福津市の市民活動やボランティア活動に触れる機会や多世代交流等を継続的に実施し、地域活性化を担う人材を幅広い年代で育成できるよう支援します。	・地域コミュニティ課 ・学校教育課 ・福祉市社会福祉協議会
2	持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とし、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。	地域コミュニティ課		
3	まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組みます。	地域コミュニティ課		
4	町づくり推進協議会と学校との連携・共働により、中学生のボランティア活動や小学校のインターンシップ活動の推進を図り、活気あふれる地域づくりを目指します。	地域コミュニティ課		
5	町育カレッジや地域活動共働本部との連携・共働により、中学生未来会議やワークフックダンス等の活動の推進を図り、多世代交流を通じて活性化をコミュニティづくりを目指します。	学校教育課		
6	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。	社会福祉協議会		
7	高齢者や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に對し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。	社会福祉協議会		

※避難行動要支援者：生活の基盤が自宅にある方のうち、要介護者(認定3～5)、指定難病患者、身体障がい者(1・2級)、重度の知的障がい者、自治会が支援の必要を認めた者、難病患者など